

医薬審発 0306 第 8 号
令和 7 年 3 月 6 日

〔 都 道 府 県 〕
〔 各 保健所設置市 〕 衛生主管部（局）長 殿
〔 特 別 区 〕

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う
毒物及び劇物の適正な保管管理について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対する管理強化については、「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」（令和 5 年 3 月 3 日付け薬生総発 0303 第 1 号・薬生薬審発 0303 第 1 号・薬生監麻発 0303 第 3 号医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）で指導等をお願いしているところです。

今般、本年開催予定の 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に備え、危害の発生を未然に防止する観点から、毒物及び劇物の保管管理についても貴職において、下記に御留意の上、貴管下関係者等に対する指導について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、同旨の通知を、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長、一般社団法人日本試薬協会会長及び公益社団法人全日本トラック協会会長宛に発出することとしていることを申し添えます。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知）、「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」（平成 30 年 7 月 24 日付け薬生薬審発 0724 第 1 号医薬品審査管理課長通知）等を踏まえ、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 11 条第 1 項等に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
- 2 毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 17 条に基づき、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の適切な処置を講じること。

- 3 毒物又は劇物の販売、譲渡等を行う場合には、「劇物に指定されているタリウム化合物等の毒物及び劇物の販売時における法令遵守並びに身元確認の実施の徹底について」（令和6年1月26日付け医薬薬審発0126第5号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）を踏まえ、譲受人に対して、身分証明書等の確認を行うこと。

薬生総発0303第1号
薬生薬審発0303第1号
薬生監麻発0303第3号
令和5年3月3日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

（ 公 印 省 略 ）

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の
適正な管理等の徹底について

毒物及び劇物や医薬品等の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、警察庁警備局警備企画課長より、別添（令和5年3月2日付け「爆発物を使用したテロ等の未然防止のために販売事業者等が講ずる措置の周知・指導の徹底について（依頼）」）において、爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止に向け、これまでの対策を講ずるとともに新たに対策を強化するよう依頼があったところです。

爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理等の徹底については、「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」（令和4年9月26日付け薬生総発0926第1号・薬生薬審発0926第10号・薬生監麻発0926第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）等によりこれまで指導及び周知をお願いしてきたところですが、爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤を取り扱う薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に対して、適切な保管管理の徹底、譲渡手続及び交付制限の厳守等のより一層の指導を行う必要がありますので、下記事項に御

留意の上、貴管内関係業者団体に対し傘下業者へのこれらの指導内容の周知徹底を要請する等、貴管内事業者に対する指導について格段の御配慮をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力していただくようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本保険薬局協会会長、一般社団法人日本薬局協励会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会会長、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会会長及び公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

- 1 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）に規定する毒物及び家庭用劇物以外の劇物について、一般消費者への販売を自粛すること。
- 2 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム（以下「爆発物の原料となり得る化学物質」という。）については、関係法令に基づき、譲渡手続や交付制限及び記録等の保存等の適切な管理を行うとともに、以下の確認について努められたい。また、盗難又は紛失事件が発生したときは、速やかに警察署に届けること。
 - 1）毒劇法に規定する劇物の販売時においては、身分証明書等により本人性の確認及び使用目的の確認をするよう努められたいこと。
 - 2）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する劇薬の販売時においては、身分証明書等（法人にあっては当該法人の事業）により本人性を確認するよう努められたいこと。
 - 3）上記物質のうち、劇物又は劇薬に該当しない硝酸カリウムなどの物質についても家庭用の製品を除き、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認及び身分証明書等により本人性を確認するよう努められたいこと。

なお、購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には取引を差し控えること。

- 3 インターネットを利用した取引を行う場合にも、上記2の措置を確実に行うこと。
- 4 例えば、過酸化水素を含有する家庭用の製品など、爆発物の原料となり得る化学物質を含有する家庭用の製品についても、取引に際して、通常取引に比して大量に購入したり、不自然に連続して購入したりするなど、顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行うよう努められたいこと。また、盗難又は紛失を防止するのに必要な措置を講じるなど、適切な保管管理を行うよう努められたいこと。さらに、盗難又は紛失事件が発生したときには、速やかに警察署に届けられたいこと。
- 5 氏名、住所、若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否し又はあいまいにする者等、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（氏名、住所等の人定事項、電話番号等連絡先、車両ナンバー等）をできる限り把握し、速やかに警察に通報するとともに、不審解明に向けた必要な情報提供をされたいこと。

○毒物及び劇物の保管管理について

(昭和五二年三月二六日)

(薬発第三一三号)

(各都府県知事あて厚生省薬務局長通知)

毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)の指導等についてはかねてよりご高配を煩わしているところであるが、本年当初より青酸ナトリウムに係る一連の事件が発生していることから、毒劇物の保管管理の徹底を期するため毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置が講じられるよう指導されたい。また、毒劇物の譲渡手続及び交付の制限の遵守並びに毒劇物の盗難又は紛失時の警察署への届け出の励行等についても併せてご指導願いたい。

記

- 1 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第十一条第一項に定める措置として次の措置が講じられること。
 - (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもので、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
 - (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
- 2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和五十年七月三十一日薬発第六六八号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。
- 3 法第二十二条第五項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特 別 区 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

毒物又は劇物の盗難、紛失防止については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 11 条第 1 項等に基づき、「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知）をはじめとして、「毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について」（平成 30 年 2 月 2 日付け薬生薬審発 0202 第 5 号医薬品審査管理課長通知）等により、適切な毒物及び劇物の保管管理について注意喚起をしてきたところです。

今般、近年発生している毒物又は劇物の盗難、紛失事案を踏まえ、危害の発生を未然に防止する観点から、改めて保管管理について注意喚起を行うべく、毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について下記のとおりまとめました。

つきましては、貴職において、下記に御留意の上、貴管下関係者等に対する指導について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、同旨の通知を、文部科学省高等教育局長及び初等中等教育局長、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長並びに公益社団法人全日本トラック協会会長宛に発出することとしていることを申し添えます。

記

第 1 保管場所における盗難、紛失防止

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）のうち毒物又は劇物を直接取り扱う者においては、以下のそれぞれの項目に記載した盗難、紛失防止措置を実施されたい。

1 保管場所の管理について

毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者が、不用意に毒物又は劇物に触れることのないようにするため、以下の措置を講じること。

- (1) 毒物又は劇物の保管場所をその他の物から明確に区分された毒物劇物専用とすること。
- (2) かぎをかける設備等のある堅固な施設に保管すること。また、構造上かぎをかけ

られないタンク等の場合は、人が近づくことができないよう、その周囲に柵を設けること。

- (3) 保管場所は、事業場等の敷地境界線から十分離すか又は部外者が容易に近づくことができない措置を講じること。

2 かぎの管理について

かぎの管理が不十分である場合、毒物及び劇物の保管管理が意味をなさないため、毒物及び劇物の保管場所の管理と併せて、以下の措置を講じ、かぎの管理にも十分留意すること。

- (1) かぎの管理者を選任すること。
- (2) かぎの管理者の不在時に備え、あらかじめ代理者を選任しておくこと。
- (3) かぎの管理簿を備えること。
- (4) 毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者がかぎを入手及び使用できないようにすること。また、かぎの管理者又は代理者が不在時においても、同様の管理を実施すること。

3 在庫管理について

毒物及び劇物の在庫量の定期点検等を行うことで、不要な在庫の早期把握ができ、より適切な在庫管理の実施につながる。また、毒物及び劇物の盗難、紛失があった場合の早期発見等にもつながるため、以下の措置を講じること。

- (1) 管理簿又は帳簿を備え、入出庫や在庫量の定期点検の際の記録をつける等、適切に毒物又は劇物の在庫管理を行うこと。この際、管理簿等に記載された数量と実際の毒物又は劇物の数量が一致していることを確認すること。
- (2) 毒物又は劇物の種類等に応じて、使用量の把握を行うこと。
- (3) 在庫量の定期点検を適切な頻度で行うこと。
- (4) 不要となった毒物又は劇物については、廃棄等を検討し適切に実施すること。
- (5) 業の廃止又は研究廃止時には事前に毒物又は劇物の処理について、十分に検討を行うこと。処理の方法としては、例えば、他の毒物劇物営業者等に譲渡する、適切に廃棄処分するなどがある。

第2 運搬時における盗難、紛失防止

毒物又は劇物の運搬に当たっては、通常の毒物又は劇物の保管場所から離れることや複数の者を介することが多いため、盗難又は紛失にあう危険性が高くなる。そのため、運搬時の毒物又は劇物の保管管理をより一層徹底することを目的として、毒物劇物営業者等のうち、毒物又は劇物の運搬を委託する者、運搬する者、運搬の過程で一時的に保管庫等にて保管する者及び当該貨物を受け取る者は、以下の措置を講じること。

- 1 積載前、積降し後の毒物又は劇物の貨物について、当該貨物を積載前に保管する場合及び積降し後に保管する場合において、記の第1に準じて適切な保管管理を行うこと。
- 2 毒物又は劇物の貨物の授受（運搬する者による中継点での積降し及び積込みを含む。）の際には、授受する者双方がそれぞれの立場で当該貨物の確認を行うこと。

第3 盗難、紛失時の対応

実際に盗難又は紛失事案が発生した場合に迅速に対応できるようにするため、毒物又は

劇物に関わる全ての毒物劇物営業者等は以下の措置を講じること。

- 1 盗難又は紛失時に備え、警察署及び関係行政機関（保健所、消防機関等）への連絡体制を整備しておくこと。
- 2 盗難又は紛失の事態が生じた場合には、直ちに警察署及び関係行政機関に届け出る等の適切な措置を講じること。

医薬審発 0126 第 5 号
令和 6 年 1 月 26 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

劇物に指定されているタリウム化合物等の毒物及び劇物の
販売時における法令遵守並びに身元確認の実施の徹底について

毒物及び劇物の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

毒物及び劇物の販売時の法令遵守については、平成 17 年 11 月 4 日付け薬食審査発第 1114001 号/薬食監麻発第 1114001 号「毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について」等において、その徹底を図ってきたところです。

しかしながら、先般、劇物である硫酸タリウムを用いた殺人事件が発生した旨報道されています。この状況を踏まえ、毒物及び劇物の不適切な販売及び流通を防止するため、貴職におかれましては、下記事項について、貴管内事業者に対する指導を改めてお願いします。

記

毒物又は劇物の譲渡手続については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）第 14 条及び第 15 条の規定を遵守する必要がありますが、以下の点に留意するよう毒物又は劇物を取り扱う販売店等に対して指導をお願いします。

- 1) 譲受人が毒物劇物営業者以外の場合においては、毒劇法第 14 条第 1 項各号に規定する譲受書の記載事項に漏れがないことを確認するとともに、同条第 2 項の規定に基づく適切な譲受書の提出を受けなければ毒物又は劇物を販売し、又は授与しないことを徹底すること。特に、毒劇法第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる事項については、常時取引関係を有する法人への販売又は授与であっても、例えば毒物又は劇物を店

頭で受け渡す場合など、当該法人の所在地外の場所で販売し、又は授与する際には、必要に応じて毒物又は劇物を受け取る者が当該法人に所属していることを身分証明書等により確認すること。

- 2) 譲受書の記載の不備等を契機に、顧客に不審な動向が認められた場合には、交付を受ける者の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）により必ずその者の身元を確認するとともに、使用目的、使用場所等の聴取を行うこと。また、譲受人の職業等から使用目的に不審があると認められる者、安全な取扱いに不安があると認められる者等については警察に通報すること。
- 3) 特に、劇物に指定されているタリウム化合物である硫酸タリウム、酢酸タリウム及び硝酸タリウムについては、少量でも致死的な毒性を有することから、1) 及び2) の対応を徹底すること。